

諮問番号：諮問第 17 号

答申番号：答申第 17 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長が審査請求人に対して平成 28 年 10 月 17 日付けで行った児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

(1) どういう申請があつて、どういふ理由で自分に対する児童手当の支給事由が消滅したか知りたい。処分庁は、離婚に関して争っている相手方の申請だけで本件処分を行つており、審査請求人に一切の確認も連絡もないのは不平等である。

(2) また、親権を争っている現段階で、処分庁が支給事由消滅を認定するのは納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令や国からの通知に基づいて適正に行われたかという点にある。

処分庁は、審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）からの児童手当認定請求を審査した結果、配偶者が審査請求人と配偶者との間の 2 人の子供（以下「本件対象児童」という。）と同居しており、審査請求人は本件対象児童と同居していないことを住民基本台帳ネットワークにより認定した。また、児童手当の受給資格に係る申立書及び調停期日通知書により、審査請求人と配偶者が離婚調停中であると認定した。以上のことか

ら、審査請求人と配偶者は生計を同じくしておらず、本件対象児童は、配偶者によって監護され、かつ、配偶者と生計を同じくするものとみなし、配偶者を支給要件該当者と認定した。この処分庁の認定は、法令の規定に沿ったものであり、また、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添児童手当市町村事務処理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示されている考え方に合致したものであり、適正であると認められる。また、処分庁が、審査請求人と配偶者が離婚調停中であると判断したことに誤りはないものというべきである。

以上のことから、処分庁は、本件が、受給者と生計を同じくしない支給要件該当者が認定されるに至った場合であり、ガイドライン第 22 条に定める、職権に基づいて支給消滅事由の処理が可能なケースに該当すると判断し、本件処分を行ったものであり、この点においても、処分庁の判断は適正に行われたと認められるため、本件処分に違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 3 月 22 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 5 月 23 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、処分庁が離婚に関して争っている相手方の申請だけで本件処分を行っていること等を理由に、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令や国からの通知に基づいて適正に行われたかという点にあるところ、処分庁は、住民基本台帳ネットワーク等により、審査請求人と配偶者は生計を同じくしておらず、本件対象児童は、配偶者によって監護され、かつ、配偶者と生計を同じくするものとみなし、配偶者を支給要件該当者と認定するとともに審査請求人の支給事由が消滅したものと確認し、本件処分を行ったものである。この処

分庁の認定は、法令の規定に沿ったものであり、また、ガイドラインで示されている考え方に合致したものであり、適正であると認められるため、本件処分に違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子